

復興・市民活動情報誌

みみづく

第11号



市民活動センター・神戸

Tel: 651-0065 神戸市中央区制塚通4-2-6

TEL: (078) 265-3511 / FAX: 265-3577

E-mail kirokuedodirect.com

URL www.dodirect.com/kiraku

「NPOは社会を変える」と、NPO自身がいい続けて久しい。いま問われているのは、生活実感にあふれた社会像の提起と、それを実現するためのシナリオづくりではないだろうか。

NPO政策研究所では、「持続可能な社会」の実現をめざすために「持続可能なコミュニティ（サステイナブル・コミュニティ、略称SC）」づくりの推進を図りたいと考えている。「持続可能な社会」とは、環境保全・経済発展・生活の質の向上が、相互の依存関係を強化しながら、将来世代に継承され続けていく社会のことである。いいかえれば、大量生産・大量消費・大量廃棄型という、物の豊かさを追求した二十世紀型の社会・経済システムからの脱却をめざす社会といえよう。

そういう社会を具現化するために、身近な生活現場である小学校区からのSCづくりの推進を提唱している。SCとは、人々が健全な環境のもとで、生き生きと働き続けられ、かつ地域の隣人と共に助け合いながら暮らしていく場であり、またその様な場を、地域の問題・課題の解決を

続可能なコミュニティ（サステイナブル・コミュニティ、略称SC）」づくりの推進を図りたいと考えている。「持続可能な社会」とは、環境保全・経済発展・生活の質の向上が、相互の依存関係を強化しながら、将来世代に継承され続けていく社会のことである。いいかえれば、大量生産・大量消費・大量廃棄型という、物の豊かさを追求した二十世紀型の社会・経済システムからの脱却をめざす社会といえよう。

特定非営利活動促進法の成立を機に、市民活動をみる社会の目が変わった。憶測の域はないが、閉塞感が漂うこの不安げな社会状況を、ひょっとすればNPOが切り拓いてくれるものと期待に胸を膨らませている市民も多いことだろう。期待はすれが、結果としてNPO不信を招いたりするという愚行だけは避けたいものだ。

通じて創り続ける」との出来る住民自治型のコミュニティと位置づけている。そこ像としては、地域の問題・課題の解決に取り組む、あるいは地域に必要な多種・多彩な、そして多くの活動主体が、次から次へと生まれ育つて行くというイメージ。そこでは、福祉サービスの提供、リサイクル事業の実施、自然エネルギーの自給、交通問題の解決、公的施設の運営などの事業を活動主体が協働関係を構築しながら、地域コミュニティを総合的に維持・管理・運営していくという姿である。

木原 勝彬
(市民活動センター・神戸 運営委員、
特定非営利活動法人NPO政策研究所 理事長)

サステイナブル・コミュニティの推進を

25
特集
1

NPO税制実現！ いがし…
●これがNPO税制！ (骨子)

NPO税制はなぜ必要か
シース事務局長 松原 明氏 講演

67
特集
2

地域通貨～特集第2回～
事例紹介・あうみ

●各地の地域通貨

8
ご挨拶
&
お知らせ

- ご入会の状況
- ご寄付ご協力

ほ力



NPO税制実現！しかし…

さる十二月に発表された与党三党の「税制改正大綱」の中に個人・法人に対する寄附控除などを内容とする「NPO支援税制」が盛り込まれた。これにより、いよいよNPO税制が来年度から導入される見通しとなつたが、その内容をみると、ほとんどのNPO法人は要件をクリアできないのではないかと思えるほど厳しい認定要件となつていて、どのような内容の制度が実現しようとしているのだろうか。

◆寄附控除のみ実現

→「みなし寄付金」は先送り

「認定NPO法人」と認められた法人は、個人や法人からの寄付につき、寄付者が所得控除を受けられる「寄附控除」が実現した（次頁参照）。期待された事業所得にかかる「みなし寄付金」制度は検討課題として先送りされた。

◆評価できる「客観的要件」

次に「認定NPO法人」としての認定要件だが、その内容以前に、認定要件がかなり客観的な条件で示されたことは評価してよい。従来の「特定公益増進法人」の認定が主務官庁と大蔵省の裁量で決められていたのに比べると、これは大きな前進といえる。

◆とても厳しい「認定NPO法人」の要件

しかし、認定要件自体はかなりひどい

収入中心の事業型NPOを排除するもの

で、公金への依存を奨励しているようなものだ。

これでは現実に、多くのNPOが排除されてしまうだろう（左の例参照）。

このほかにも、

一市區町村内だけで活動・寄付集めしている法人は対象外

↓「地域密着」の否定

・役員・社員からの寄付の算入制限

・会員等に対する財・サービスの提供や会員等への連絡・交流などに事業活動の相

当部分を支出していないことが必要

員等への連絡・交流などに事業活動の相

当部分を支出していないことが必要

員等への連絡・交流などに事業活動の相

当部分を支出していないことが必要

員等への連絡・交流などに事業活動の相

当部分を支出していないことが必要

員等への連絡・交流などに事業活動の相

当部分を支出していないことが必要

員等への連絡・交流などに事業活動の相

当部分を支出していないことが必要

員等への連絡・交流などに事業活動の相

当部分を支出していないことが必要

→連絡会系のNPOは排除される
・海外への送金、持ち出しを行う場合は事前の届け出が必要
・身動きがとれなくなる

→活発な活動をしている国際NGOは
2年以上の実績が求められる
→これからがんばって寄付を集めよう

というNPOは対象外

などが問題とされている。

◆なんのためのNPO税制か

そもそもこの制度は、日本に「寄付の文化」を育て、寄付という形で市民が公益的活動に参加することを促す仕組みを作ろうというもののはずだ。しかし右に見たように、いま作られようとしている制度は、ずいぶん窮屈なものになつてしまいそうだ。

寄付の集め方については、「ごく一部の人」にのみ集中するのは好ましいとはいえないだろうが、大口から小口までいろんな寄付の集め方があつていいはずだ。

多少まとまつた額の助成金収入は、NPOの独立性確保のためには欠かせない財源であるし、また事業化を通して企業とも行政とも違う独自の領域をNPOが開拓しようという努力は、今後のNPO活動の方向性としてきわめて重要なものははずだ。（→五ページへつづく）

これがNPO税制！(骨子)

A. 優遇措置の内容

特定非営利活動法人(NPO法人)のうち、一定の要件を満たし「認定NPO法人」と認められた法人は、以下の税制上の優遇措置を受ける。

1. 個人からの寄付について、寄付額から1万円を引いた額が、所得の25%まで所得控除の対象となる。
2. 法人の寄付について、一般の寄付金の損金算入限度額とは別に、損金算入を認める。

(ただし、限度額の計算は、特定公益増進法人に対する寄付金と合わせて計算される)

3. 相続・遺贈によって財産を得た人がその財産を寄付した場合には、その寄付分は課税対象とならない。
※事業収益にかかる「みなし寄付金制度」については、今後、認定NPO法人の実態を見極めて「早期に検討」するとなっている。

B. 「認定NPO法人」となるための要件(抜粋)

1. 収入面について、下の計算式を満たすこと。

寄付金+助成金(※)	≥1/3
総収入-補助金-臨時収入-借入金-繰越金	

※1) 寄付金・助成金に算入されないもの:

- ①一者からの寄付金・助成金で、額が寄付・助成金総額の2%を超える部分
- ②3000円未満の寄付金
- ③役員等からの寄付金

※2) 寄付金に算入されるもの:

寄付的な会費(対価性のない会費)

2. 複数の市区町村にまたがる活動または寄付受け入れをしていること(同一市区町村内の活動・寄付が80%以下)

C. 事業内容に関する要件

- (1) 宗教活動、政治活動を行わないこと。
- (2) 特定の者と過度の関係がないこと。
- (3) 特定非営利活動に係る事業費の総事業費のうちに占める割合が80%以上。
- (4) 寄付金の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充当すること。
- (5) 助成金の支給を行う法人にあっては、助成先の募集・選定の仕組み、選定基準、選定者、助成内容をあらかじめ国税庁に提出するとともに、自ら開示すること。助成実績についても同様。
- (6) 海外への送金又は金銭の持出しを行う場合は、その金額・使途及び実施予定日をあらかじめ国税庁に届け出た上で、自ら開示すること。ただし、災害等の緊急を要す

る場合で事前の届出等が困難なときは、遅滞なく届出等を行うこと。

- (7) 事業活動の相当部分(50%以上)が次のような活動でないこと。

- ① 会員等に対する財・サービスの提供活動。ただし、対価を得ないで行われる会員等に対する財・サービスの提供活動を除く。
- ② 会員相互の交流、連絡、意見交換等その対象が会員等である活動
- ③ 会員、特定の団体の構成員、特定の職域の者、特定の区域の者等その便益の及ぶ者の範囲が特定の範囲である活動
- ④ 意匠、商標等の特定の物や特定の者に着目した事業を行う活動
- ⑤ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

4. 全ての要件(初回申請時のみ一定のものを除く)を過去2年間、満たしていること。

5. 情報公開

毎事業年度終了後3ヶ月以内に、次の書類を公開しなければならない。国税庁は、過去3年分を一般に閲覧させる。

- (1) 資金に関する事項を記載した書類
(収入源泉別の収入額の明細、借入金の明細等)
- (2) 財・サービスの提供に関する事項を記載した書類
(内容、料金、提供先の条件等)
- (3) 取引に関する事項を記載した書類
(一定の取引のある取引先とその金額等)
- (4) 会員に関する事項を記載した書類
(要件、会費、募集要綱、居住行政区域別の人数等)
- (5) 寄付金の募集及び使途に関する事項を記載した書類
(寄付金を充当することとなる具体的な事業内容(予定)、募集の手段、募集の範囲、寄付金の使途の実績等)
- (6) 寄付者に関する事項を記載した書類
(寄付者の住所・氏名又は名称とその金額等(閲覧させるものにあっては、一定金額以上のもの))
- (7) 報酬・給与に関する事項を記載した書類
(役員のうち報酬を得ている者の氏名とその金額、従業員の氏名とその金額、給与規程等)
- (8) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、役員名簿、報酬を受けた役員の氏名等

C. その他

- (1) 認定機関 国税庁長官
- (2) 有効期間 認定を受けた日から2年間
- (3) 平成13年10月1日から施行

※詳しくは、シーズ・ホームページをご覧ください。
<http://www.vcom.or.jp/project/c-s/>

NPO支援税制はなぜ必要か

シーズ事務局長 松原 明氏 講演



松原 明氏

特定非営利活動促進法（NPO法）の施行から満一年を目前にし

た昨年の十一月十一日、市民活動

センター・神戸ではNPO支援税

制を考えるフォーラムを開催しま

した。基調講演で「シーズ＝市民

活動を支える制度をつくる会」の

松原明事務局長は、「税制をめぐる

議論は、この社会でのNPOの方

向性を決める」と、長期的な視点

での議論の重要性を強調しまし

た。また、その後の国会議員を交

えたディスカッションでも熱い議

論が闘わせられました。

◇ ◇

社会システムの 設計としての税制

除税制

最初に、なぜNPOを支援する税制が必要なのか、確認しておきたい。

財政基盤が弱いから支援し

てほしいというNPO自身からの声もあるが、それだけでは一面的な議論に終わってしまう。そこで

はなくて、多くの市民が参加して

NPO活動を作っていく、そ

うという」となのだ。

税制をめぐる議論は、「NPOや

市民活動をこの社会でどういう存

在としてとらえるか」という基本

的な問題に関わっており、この議

論を通じてNPOとは多くの人が

支援してつづっていくものだとい

う社会のコンセンサスをつくるこ

とが重要だ。

まず、個人や法人がNPOに寄付した場合、その寄付者に対する課税を軽減しようという「寄付控除税制」がある。現状ではNPOの多くは寄付集めに積極的とはい

ないが、自治省などは、自治体が補助金を通じて支援しているのだから、それを拡充すればいいのでは

ないかという。が、NPOは「多く

の人に支えられている」というこ

とが重要なのである。

たとえばアメリカでは、NPO

は自分たちの活動を市民に丁寧にアピールし、市民はそれに寄付と

いう行為で応えるというふうに、寄付が市民とのコミュニケーションとして捉えられている。そんな

コミュニケーションをどうつくり、多くの人をどう巻き込んでいくか、人々の思いを社会的な力にいかに

転換できるか。そこにNPOの経営があり、寄付を集める努力があ

る。NPOは本質的にそういう活

動で、多くの人の参加や寄付に支えられていろんな活動をしていく

のだということを、社会にアピー

寄付は市民との コミュニケーション

市民参加の公益活動を促すためのインセンティブ（誘因）として、きわめて重要なものなのだ。

公益事業・収益事業 セマトでやるのがNPO

したがって寄付者への支援は、NPO法人自体への課税

は、現在、税法で定められた三十三種にあたる収益事業については

一般的な企業と同率で、他の公益法人のような軽減はない。しかし、NPOの場合、公益事業と収益事業は一体である場合が多い。例えば、介護保険事業を行なう団体は、一方で痴呆老人の徘徊を見守るとか家族の相談にのるといった、保険の枠には入らず赤字にしかならない

から民間に資金が流れれば課税されてしまう。一方で国や地方自治体に寄付をするれば免税されるのに、民間

も、「みなし譲渡所得」として課税されてしまう。つまり現行の税制度は、寄付を阻害する方向へ働いているのだ。

これは「市民による公益」という考えが根本的に欠如しているため

であり、抜本的な意識と制度の改革が必要だ。

多くの市民の思いや力を集めて

行うNPOの活動について、税制

度でそれを支援することを明示し、より広範な人々の参加に促進しながら、もともと赤字覚悟で実施する事業もやつていただけるようになることが必要だ。NPOがもうかる事業を行うと、企業とど

これが違うのかといわれるが、企業はいくら社会的に必要とされても不採算部門は基本的にはリスクトラする。そこが企業とNPOの違いだ。一方で企業と競争しつつ、もう一方で企業とは違う事業を行なう、NPOはそういう存在だということを社会に理解してもらわなければならぬ。

「公益性」は

市民が判断する

を作ることが必要だというコンセプトを得ていかなければならぬ。」これは、「NPOの自立」と深くかかわっている。

判断を委ねるというのが望ましい。

もつた専門機関が望ましいのでは
ないだろうか。

税制を通じて将来的 社会システムの議論を

支援税制は、NPOを核として、

(→1ページからのつづき)
いま実現しようとしている
制度は、これらのNPOの自
助努力を否定するものだ。こ
のような制度がはたして「N
PO支援税制」と呼べるのだ
らうか。

NPOの収入源には大別して寄付、収益事業の収入、政府からの補助金の三つがあるが、日本社会でNPOが経済的に自立して、自分でプランニングして新しいサービ

スをつくつしていくためには、政府からの補助金にたよるのではなく、収益事業をのばし、自立的な財源

らっていた。しかし、これからは官庁のいう「公益性」だけではいけない。NPO法制定のときにわざわざ「公益性」という言葉を避けて「不

特定多数の利益」（第二条）という表現を使ったのもそのためだ。

NPOも企業と同じで、民間同士のサービスのやりとりだから、受け入れられれば成長し、必要でなければ淘汰される。そこへ官庁の判断を差し挟む必要はないはずだが、そういうものだという認識はまだ一般的にはなっていない。

公益性をどう計るかについては、多くの市民によるチェックにその

NPO育成の視点が必要 認定機関には

NPO育成の視点が必要

額の報酬を得ていなければならぬことを、市民にチエックしてもらひたいことが、市民の自治を機能させることにつながる。そういう仕組みを作つていかなければならぬ。

な社会システムをつくっていくのだということを、明確に打ち出すものとして設計されなければならぬ。そうではなく単にNPOに対する課税の減免条件だけを書いたものだったら、寄付を増やしたり市民の支援を集めたり、またNPO自身に方向を指し示したりする

「シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会」によれば、この一月に始まる通常国会の審議で、右に見たNPO税制の内容を変えるのは非常に難しいらしい。NPO税制の部分だけを審議する時間がほとんどないということが理由のようだ。

しかし、今年末の税制改正に向けても、今から声を上げ

ただ、どこが担当するにせよ、NPOを育成するという視点が必要だ。イギリスでは独立した行政委員会が団体の認定を行っている。アメリカの内国歳入庁は日本の国税庁にあるものだが、NPOを育成する目的で専門のセクションをついている。日本の場合税務署は微税が仕事だから、それとは別の、

らNPOがどうあるべきか、市民とどういう関係にあるべきか、そしてどう育成するのかという大きな方向性の議論とセットだ。たんに税目や要件の議論に終わらせないでしつかり議論することが大切。新しい社会システムをつくっていくということで、国会で全ての議員によつて議論を深めてほしい。

NPOを育成するという視点を

(磯辺康子、八十庸子)

地域通貨 ~特集第2回~

事例紹介 おうみ



ボランティアへの 対価としてスタート

九九年六月から流通している滋賀県草津市の「おうみ」。草津コミュニティ支援センターを利用する四十二団体と個人二十人ほどの間で流通しています。

もともとは、公設市民営である同センターの掃除や窓口当番などをすれば発行され、それでセンターの利用料が払える

といふもので、利用者がセンターを共同で管理・運営するための仕組みとして始まつたものでした。それが運用するに

従つて、実験段階では電子上でやりとりされていたのを紙幣方式に変更したり、リストを作成するなど、しだいにシステムが整つてきました。

参加者が増えると 工夫も必要

るよう、全国各地でさまざま理由と方法で導入が試みられています。関西で実際に地域通貨を流通させている例として、草津市、「おうみ」を訪ねてみました。



内山博史さん

センターの中でだけ通用しておうみを応援する企業も出てきています。今年に入り、地元のタクシー料金や映画のチケット代の一部に利用できるよう

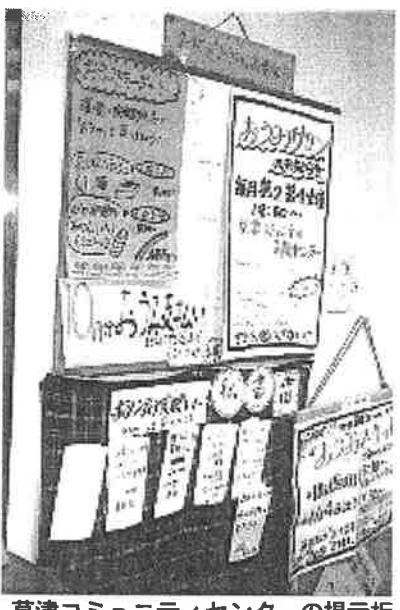
りも運営ボランティアをする方が多く、おうみが使い切れない人たちです。センターの中だけのメニューでは限界があるとして、関係者個人の特技や品物の取引にも使える対象を広げることになつたのです。

関わる人が多い分「してほしいこと」「できること」リスト(『『おうみ』の達人リスト』)の項目も多くなりますが、頻繁に更新することは難しい、と元おう

み事業部長、内山博史さん(現NPO政策研究所事務局長)は話します。

また、知り合いでないと頼みづらいという面があるのも事実。そこで最近は、おうみを利用したフリーマーケットなど「顔を合わせる」事業を重視しています。

おうみは、百円を寄付する」と一見花札風の縦型になります。



草津コミュニティセンターの掲示板

ボランティアを やりとりする通貨

になりました。この映画館ではおうみの発行もしています。
おうみは、百円を寄付する」と一おうみが発行されるシステムで、一・十おうみ札があります。



になりました。この映画館ではおうみの発行もしています。

はお金への連想が働きやすく、

でした。

つい「お金でいくら」と換算した
くなります。なるべく「お金」ら
しさを払拭するため、サイズが
変更されました。紙の材料には
琵琶湖のヨシを取り入れ、大豆
インクを使用しています。

仕組みとして大きく変わった
のは、六ヶ月たつた今は無効、と
明記したこと。地域通貨は「ボラ
ンティアをやりとりする」もの
なので、流通することに意味が
あるのです。地域通貨おうみ委
員会では、おうみを発行する際
に受け取る寄付の八割を積み
立ててリサイクル紙のティッ
シューやせつけんを購入、使用期
限が過ぎた「おうみ」と交換でき
るようにしていきます。

楽しいから使う地域通貨

前回、地域通貨は人と人との
関係を結び、地域の独立の可能
性を持つ、と紹介しました。しか
し、今回地域通貨を利用してい
る人に話を聞いてみると「楽し
いから使う」という声が印象的

たとえば、近所の人
に留守番を頼んだ時、
今までだつたら手み
やげのお菓子を渡し
たりしました。でも、
お菓子は食べたらな
くなつてしまいますが
し、ひょっとしたらダ
イエット中でかえつ
て迷惑かも知れませ
ん。そんな時、地域通
貨で支払えば、受け
取つた人も自分の好
みのサービスに利用
できますし、そのサー
ビスを提供する人と
の関係もできます。理
屈ぬきで楽しみなが
ら人とつながる。それ
が息の長い地域づく
りにつながるのではないか。
(角谷陽子、熊沢幸子、
八十庸子)

各地の地域通貨

名 称	地 域	仕 組 み	時 期
クリン	北海道栗山町	手帳・紙幣を併用。メニュー表をもとに取引。「支え合い」「助け合う」地域社会の実現を目指す。 第2回実験参加者553名。	第1回実験2000.2~3 実施 第2回実験2000.9~11 実施
ピーナッツ	千葉県	楽しいまちづくりのツールとして商店街を中心に流通。チェック型から交換リング型に変更。 現在会員140人、参加店舗15店。	1999.2~ 試験運用開始
おうみ	滋賀県草津市	紙幣発行型。「円」では評価しにくい社会的価値を市民自らがつくりだし支える仕組み。タクシー会社等企業も巻き込んで展開中。およそ団体40、個人20名参加。	1999.4~ 実験開始 1999.6~ 本格運用
仁	京都・崇仁地区	紙幣形式。地域内外の人間の出会いを促進するシステム。 実験の結果を検証中。	2000.4~8 実験実施
mie	三重県	県の市民活動センターが発行、センター利用料の支払いに利用できる。「自立した市民」を目指し、さらなる展開を模索中。	2000.11~ 発行開始
カマ	大阪・釜ヶ崎地区	高齢労働者が住む福祉マンション内で実験開始。今後の方向性を模索中。	2000.11.4 実験実施
らく	神戸市東灘区	紙幣発行型。人と人をつなぎ、ソフト面での震災からの復興がねらいのひとつ。現在会員30名弱。	2000.7~ 実験開始
ZUKA	兵庫県宝塚市	紙幣発行型。企業の支援によるインターネット上の取引も同時に。地域の助け合いや世代間の交流促進をはかる試み。実験参加者189名。	2000.8~10 実験実施
だんだん	愛媛県関前村	チップ交換型。過疎地での助け合いを通して住民の連帯を強め、地域活性化をねらう。会員73名。	1995.7~ 発行開始
yufu	大分県湯布院町	通帳・券を併用。「共生」の原理に基づいた相互協力による住みやすい地域コミュニティ実現への取り組み。 現在参加者52名。	2000.4~ 試験運用開始
WAT	全国	手形形式。会員になると誰でもワット券を振り出すことができ、その後は会員間で取引に支払い手段として使用できる。	2000.8~ 発行開始

